# 令和4年1月農業委員会総会議事録

令和4年1月24日午後1時30分、令和4年1月農業委員会総会をホテルニューキャッスル3階「麗峰の 間」に招集する。

# 出席委員 22名

1番	岩谷	裕子	委員	2番	成田	忠光	委員	3番	三上	幸雄	委員
4番	佐藤	耕一	委員	6番	成田	繁則	委員	7番	小林	政貴	委員
8番	三上	悦治	委員	9番	平井	秀樹	委員	11番	石岡	千鶴子	委員
12番	棟方	健	委員	13番	木村	芳文	委員	14番	小田	铜 明	委員
16番	髙橋	貴志	委員	17番	須藤	秀人	委員	18番	大湯	茂八郎	委員
19番	伊藤	公正	委員	20 番	兜森	弘義	委員	21 番	小嶋	勇成	委員
23番	前田	優考	委員	24 番	町田	高司	委員	25 番	佐藤	剛郎	委員
26 番	山内	知人	委員								

## 欠席委員 3名

10番 進藤 司 委員 15番 奥元 勝義 委員 22番 藤田 善明 委員

### 出席事務局職員 9名

事務局長	菅野	昌子	事務局次長	吉田	秀樹
事務局次長補佐	佐藤	祝幸	事務局主幹兼農地調整係長	澤田	明人
事務局農地利用促進係長	藤田	智恵子	事務局総務係長	髙木	一誠
事務局岩木分室長	村上	輝光	相馬分室主幹兼係長	藤田	徹
事務局主事	大浦	空			

## 出席農政部職員 2名

農政課主幹兼担い手育成係長 荒谷 純一郎 農政課地域経営係主事 岩淵 裕也

### 本日の会議に付した事件

報告第4号

議事録署名者の指名及び書記の任命					
議事					
議案第1号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について				
議案第2号	農地転用許可に係る意見について				
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について				
議案第 4 号	農用地利用集積計画策定の要請について				
議案第5号	農用地利用配分計画案に係る意見について				
議案第6号	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更案に係る意見について				
議案第7号	農業振興地域整備計画の見直しに係る意見について				
議案第8号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について				
議案第9号	引き続き農業経営を行っている等の証明について(贈与税及び不動産取得税)				
議案第 10 号	令和4年農作業臨時雇用標準賃金について				
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について				
報告第2号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について				
報告第3号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について				
	the selection of the se				

非農地の判断について

ただいまから令和 4 年 1 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告(省略)】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前 市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりま すので、成田会長よろしくお願いいたします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。10番進藤司委員、議席番号15番奥元勝義委員、22番藤田善明委員、3名であります。ただいまの出席者数は22名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。1番岩谷裕子委員、2番 成田 忠光委員、3番三上幸雄委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事 務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。 農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思わ れる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。議案第1号を議題といたします。議案第1号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。 事務局より説明を求めます。

事務局次長

1ページをお開き願います。議案第1号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件30,138㎡、畑21件177,118.37㎡、合計24件207,256.37㎡であります。また、使用収益権関係では、田45件230,347㎡、畑15件157,095㎡、合計60件387,442㎡であります。さらに、第3条第3項関係が、田1件10,017㎡、であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る1月13日、事前調査会を開 催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方 健 副委員長、石岡千鶴子委員、奥元勝義委員、髙橋貴志委員、それに私、木村であ ります。3条許可申請について、新規就農4件についての事情聴取を行いました。 6ページをお開きください。 所有権関係、受付番号 137番及び次頁 138番について 申し上げます。申請地は、譲受人の父と母が所有する農地で、両親の高齢を機に 農業経営を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。譲受 人は、10 年ほど前から農作業に従事しているとのことから、一連の農作業経験が あり、今後も申請地では、引き続き同様にしてりんごを栽培するとのことから、 技術力等、特に問題はないと判断しました。15 ページをお開きください。使用収 益権関係、受付番号 162 番について申し上げます。 借受人は、約 12 年間にわたり、 りんごに関わる仕事に携わっておりましたが、今後は自身でりんご生産に従事し たいと考え、3年ほど前から、知人の農地で農作業に従事しながら、りんご栽培の 基礎を勉強し、今回、家族の協力により農地を借り受ける見通しがたったため、 本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、知人の指導の下、りんごを栽 培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。17ページを

# 調査委員長

お開きください。使用収益権関係、受付番号 169 番について申し上げます。借受 人は、10年ほど前から知人の農地で、りんごの栽培に関わっておりましたが、自 身で農業経営したいという思いがあり、今回、知人の協力により農地を借り受け る見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、親戚 や知人の指導の下、りんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はない と判断しました。38ページをお開きください。農地法第3条第3項の使用収益権 関係、受付番号 2 番、いわゆる一般法人による解除条件付の借受の申請について 申し上げます。借受人は、主に農産物の生産、加工及び販売等に関するコンサル ト業などを行っている法人であります。申請地では、りんご高密植栽培及びシャ インマスカットとの果樹複合経営を行いたいと申し述べており、又、将来的には 新規就農者を研修者として受け入れ、独立を支援したいと申し述べておりました。 当該農地で常時従事する社員は、栽培指導経験や農産物販売経験が豊富で、りん ご及びシャインマスカットの一連の農作業経験もあるとのことから、技術力等、 特に問題はないと判断し、農地法第3条第2項第2号及び第4号を除く各号のい ずれにも該当しないこと、並びに同条第3項各号の要件を満たすことから、いず れも許可相当であると考えられました。なお、同条第4項の規定により、市に意 見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。 この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、 農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、 農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、 許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議長

それでは、議案第1号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第1号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第1号は、許可することに決定いたします。 次に、議案第2号を議題といたします。議案第2号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

39ページをお開き願います。議案第2号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑3件914㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。41ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号13番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画に

調査委員長

おいて指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 14 番及び 15 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅その他周辺居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であることから転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議長

それでは、議案第2号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第2号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 2 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 3 号を議題といたします。議案第 3 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

43 ページをお開き願います。議案第3号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田4件11,762㎡、畑22件108,069㎡合計26件119,831㎡であります。 なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。45 ページをお開きください。所有権関係、受付番号93番の譲受人は農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議長

それでは、議案第3号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第3号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第3号は、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第4号を議題といたします。議案第4号は「農用地利用集積計画策 定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

53ページをお開き願います。議案第4号は、「農用地利用集積計画策定の要請に ついて」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による 農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたの で、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市 長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出 されました件数と面積は、所有権関係が、田11件35,831㎡、畑9件47,550㎡ 合計 20 件 83,381 ㎡であります。また、使用収益権関係が、畑1件5,870 ㎡であ ります。今回提出されました21件につきましては、所有者からの申出により、地 区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18条第3項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買18件、 交換2件、貸借1件が整ったものであります。58ページをお開きください。所有 権関係、受付番号81番の譲受人は農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の 登録はありませんが、受付番号80番の譲受人との交換を利用権設定等促進事業で 行うものであり、受付番号80番で譲渡す面積の範囲内で取得するものであります。 60 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 87 番、88 番については、事 業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農 地所有適格法人の要件を満たす計画案であります。以上であります。

議長

利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議長

それでは、議案第4号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第4号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 4 号については、原案のとおり要請することに決 定いたします。

次に、議案第5号を議題といたします。議案第5号は「農用地利用配分計画案 に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

63ページをお開き願います。議案第5号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田3件10,368㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

65 ページをお開きください。今回提出されました3件につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構であるあおもり農業支援センターから新たな担い手に貸し付けられるものであります。議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議長

それでは、議案第5号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第5号については、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 5 号については、計画案に異議がないものと決定 いたします。

次に、議案第6号を議題といたします。議案第6号は「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

67ページをお開き願います。議案第6号は「農業経営基盤強化の促進に関する 基本的な構想の変更案に係る意見について」であります。提案理由は、農業経営 基盤促進法施行規則(昭和 55 年 8 月 29 日農林水産省令第 34 号)第 7 条の規定に 基づき、市長より意見を求められたので、本会の意見を決定するため審議を求め るものであります。本構想は、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの 農業経営が地域農業生産の相当部分を担う農業構造の確立が重要とする」農業経 営基盤強化促進法の主旨及び県が定める農業経営基盤強化促進基本方針を踏ま え、同法第6条に基づき、農業経営体の規模等の指標や農用地の利用集積目標及 びその実現のための措置などを市が定める計画となっております。今回の変更は、 青森県が定めている基本方針が令和3年3月に変更されたことに伴い、市の基本 構想を変更するものであり、本構想は、10年後の令和12年度を目標年次としてお ります。議案書の68ページ、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(変 更案) により主な変更点を説明いたします。議案書の71ページをお開き願います。 「3 育成する農業経営体の経営目標」についてです。(1) 育成する農業経営体数に おける農業所得等の目標ですが、認定農業者になろうとする者が、他産業従事者 の生涯所得・労働時間を達成するような 5 年後の農業所得及び労働時間の目標を 設定するもので、主たる従事者1人当たりの年間労働時間を 2,000 時間程度とし、 主たる従事者1人当たりの年間農業所得を430万円~530万円程度、世帯当たりの 年間農業所得を560万円~690万円程度と設定するものであります。また、新規就 農者に関しては、5年後に農業で生計が成り立つための農業所得として認定農業者 の5割程度となるよう年間所得を設定しております。続きまして、72ページをお 開き願います。(2) 育成する農業経営体数等の目標についてですが、①育成する 農業経営体数については、経営体数の推移等を基に認定農業者、認定新規就農者、 集落営農組織、基本構想水準到達者の目標数を合算し、1.926 経営体と設定してお ります。内訳としましては、認定農業者数に関しては、今後の認定農業者は、令 和 2 年度の経営体数の 1,023 経営体を維持しつつ、令和 2 年度の基本構想水準到 達者における認定農業者未更新者の80%及び農業経営の指標水準到達者の20%誘 導するものとして算出し、1,430経営体と設定しております。認定新規就農者に関 しては、今後の認定新規就農者数を毎年度20経営体確保することとし、20経営体 に認定期間の 5 年間を乗じた 100 経営体を目標としております。集落営農組織に 関しては、今後の集落営農組織は、現状維持を目指すこととし、23 経営体を目標

としております。基本構想水準到達者に関しては、今後の基本構想水準到達者は、 その一部の経営体について、上記の認定農業者への誘導を目指すものとして算出 し、373 経営体を目標としております。また、②新規就農者の確保目標についてで すが、独立自営就農が 39 経営体、経営参加が 3 経営体、雇用就農の 23 経営体を 合わせて年間 65 経営体と目標を設定しております。続きまして、76 ページをお開 き願います。「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態 様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」であります が、77ページから81ページに記載のとおり、認定農業者が所得の目標を達成する ための指標として、現在市内及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえ、 主要な営農類型に変更し、これに伴う経営規模生産方式等に関する指標を変更し ております。続きまして、82ページをお開き願います。「第2の2 新たに農業経 営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」です。認定新規 就農者が所得目標を達成するための指標として、認定農業者と同様に主要な営農 類型、経営規模等に関する指標も変更しております。続きまして、87 ページをお 開き願います。「第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」ですが、農業経 営基盤強化促進法の改正に伴い廃止された、農地利用集積円滑化事業に関する記 載箇所について、「農地利用集積円滑化事業」及び「農地利用集積円滑化団体」の 削除並びに削除に関連する修正をしております。説明は以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

調査会では、変更案及び策定に係る基礎資料をもとに内容を検討いたしました。 検討した結果、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」から第4の「農 業経営基盤強化促進事業に関する事項」について、農水省の関係通知である、基 本要綱に添った内容変更であるとともに、農業経営基盤強化促進事業の活用によ る農地集積等、農地利用の最適化の推進に資するものであると判断しました。以 上、報告いたします。

議長

それでは、議案第6号について御審議願います。御質問等ございませんか。

三上幸雄委員

はい。

議長

はい、3番三上委員。

三上幸雄委員

はい、ちょっとお伺いしたいんですけれども、新規就農者についてですけれども、今までの例でいくと、すでに農業をやっている人のその農地を譲り受けてそのままやる、申告を別々にすることで新規就農としてやる。それも新規就農でいる。それも新規就農者であれば5反歩農地用意する必要がある、その人たちに対しての不公平感は今までと変わらないんですか。そのままでいいんですか。変わるのか変わらないのか、このままでいくのかどうか、伺いたいです。あまりにも不公平感があります。家族の中で、もともと収入あるのに、わざわざ就職やめて、うちに入ってそれこそ新規就農としてやってるんだけれどもれが同じ家族の経営体の中で、ますます収入が増えていく。農地に関する、農地を取得したりとかそういうことではなくて、余分な機械用意したりそういうをしたりたろうというのは見えてるわけで。一方では本当の新規就農者が自ら農地を取得するとかそういうのにはもう少し補助を出すとか、そういうのは分かるんですけど、今までの流れを見てきても、あまりにも不公平感が見えている。ただ最近、それを見直すような形とか、そういうのがちらっと聞こえてきたものですから、その辺変わらないのかなと、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

農政課荒谷係長

本日総会に出席させていただきます、市役所農政課荒谷と申します。よろしくお願いいたします。今の新規就農のご質問のなかで、いわゆる親子同士の、お父

農政課荒谷係長

さんとかおじいさんとかご家族の後を継ぐ人も新規就農と言うし、全く親御さん が農家じゃない世帯でも、新規就農という、そこの部分での不公平感があるんじ やないかという言葉がありましたけれども、そのあたりご説明いたします。新規 就農という言葉がですね、それぞれの事業とか中身によって、色々どの部分を新 規就農と言うのか分かれているんですけれども、本当は、事務局の方からお示し しました、基本構想の部分ではですね、新規就農者という部分で親が農家であろ うと農家でなかろうと、新規就農者という部分で数にはカウントされます。一方 で、新規就農者向けの国の事業というものもございます。例えば、一番イメージ しやすいのは、年間150万円というキーワードですね、農業次世代人材投資事業、 新規就農者の方に経営開始最長 5 年間最大 150 万円を給付するというもの、これ も親が農家であろうとなかろうと使うことができます。ただし、国の方でやはり 今おっしゃったとおり、親が農家の人と、そうではない人、不公平感があるんじ やないかという部分で、親が農家である場合はさらに経営リスクをとってくださ いというお願いをしています。具体的には、弘前市では、親がやっていない作物 を新たに取り組むことで、いわゆる親が農家じゃない人と同じだけ経営リスクを 負ってもらおうというので今、令和 3 年は事業を進めているところです。令和 4 年度につきましてはまだ国の方で事業の細かいところがちょっと発表されていな いのでどういうふうな形になるかわからないんですけれども、おそらく国の事業 を活用しようとする場合はですね、何かしら不公平感の部分を少しでも埋めるよ うな対策を少しでも取っていくという風な話は国の担当者からですね、聞いてお りますので、その部分を我々も 4 月以降、国の細かい制度が見えてきたら再度、 今年度このような形で行くというのを決定していきたいと思いますのでよろしく お願いいたします。以上で、何か足りないところはありますか。よろしくお願い します。

議長

よろしいですか?

三上幸雄委員

はい。

議長

他にありませんか。

大湯茂八郎委員

はい。

議長

はい、18番。

大湯茂八郎委員

18 番、大湯です。資料の中ですね、ちょっと細かい部分もあるんですけど、3 つほど、お願いします。1つ目は、69ページのですね、目次の第2の2、このペー ジでは、新規就農者の目標という表現になっていますが、本文の中ではですね、 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標とい う表題になってるんですけれども、どちらが正しいのか、ここを確認したい。2つ 目はですね、70ページの第1の表題ですが、これは私の好き勝手な話で、間違い ではないんですけれども、農業経営基盤の強化の促進に関する目標と書いてあり ますけど、農業経営基盤の「の」がいらないと思うんですよ。で、ちょっと戻っ ていただいて、タイトルのですね、テーマの、1番最初に書いてあるんですけれど も、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想というところもあるので、で きればあまりこういうのはタイトルで使わない方がいいのかなという私の個人的 な見解です。あと、もう1点はですね、79ページ一番上の、りんごとピーマンの ところの、一番右端の家族労働力が 1.0 人、年間延べ雇用日数 260 日。この 260 日をですね、労働時間の 6,906 から家族を引いた 3,906 を 260 で割るとですね、1 日 15 時間くらいになっちゃうんですよ。これはちょっとどうしたものかねと、中 身があっての話ならいいんですけど、他はみんな8時間くらいになってます。8時 間ちょうどとか。ここだけが、15時間という風になってましたので、確認してい

大湯茂八郎委員

ただきたいなと。すみません、細かいところで、以上3点、終わります。

議長

はい、お願いします。

農政荒谷係長

はい、よろしいでしょうか。弘前市農政課荒谷です。今の質問、3点でございま した。1つ目が、新規就農の項目ですね、69ページに書かれているところと、 82ページですね、69ページの目標と、82ページの部分のですね、記載の方法が違 うのではないかというご質問でございました。おっしゃる通り、この部分揃える べきだと思いますので、戻りましたら、内部の方で、相談して決定していきたい と思います。続いて、70ページです。70ページの第1というところ、1行目です ね、第 1 のところの項目、農業経営基盤の強化の促進に関する目標というところ の農業経営基盤の「の」という文字、これがいらないのではないか、というとこ ろでございました。こちらの方もですね、ちょっと今、どのような感じで行くか、 改めて内部の方で検討したいと思います。続きまして、79 ページですけれども、 表がありまして、一番上の表、りんご+ピーマンというので家族労働力 1.0 人で 年間延べ雇用日数260日となっているんだけれども、これは1日15時間ではない かというところでございました。ちょっと今すぐ、計算できていないんですけれ ども、我々としてですね、ご家族しかり雇用された方ですね、年間1日8時間と いうかたちで計算しておりまして、ちょっとすみません、今計算できていないん ですけれども、こちらも内部に戻りましたらしっかりもう一度計算して、もし誤 りがあれば、その部分は修正したいと思いますのでご理解いただければと思いま す。よろしくお願いいたします。

議長

はい、よろしいですか。ほかに何かありませんか。

(な し)

議長

議案第6号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案 6 号は基本構想の変更について異議ないものと決定 いたします。

次に、議案第7号を議題といたします。議案第7号は「農業振興地域整備計画 の見直しに係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

105ページをお開き願います。議案第7号は「農業振興地域整備計画の見直しに 係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律 施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の見直しにつ いて、市長より意見を求められたので本会の意見を決定するため審議を求めるも のであります。農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基 づき、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画 的かつ集中的に実施するために、市が定める総合的な農業振興の計画で、情勢の 変化に対応した適切な計画とするため、法律の規定によりおおむね 5 年ごとに見 直すことが必要であることから、見直しを行うものであります。計画の見直し案 の概要について説明いたします。109ページをお開き願います。第1の農用地利用 計画については、農用地等として利用すべき土地の区域及びその区域内にある土 地の農業上の用途区分を定める計画であり、主な見直しとして、農用地指定除外 につきましては、新たに新設された道路及び弘前市都市計画の見直しに伴い、市 街化区域に編入された土地について、農用地区域から除外するものであり、内容 は、新たに新設された道路用地が、38,922.18 ㎡、市街化区域編入された土地が、 172.40 m<sup>2</sup>であります。又、農用地面積は、平均で年 1.28%減少していることを

踏まえつつ、耕作放棄地の発生防止・解消対策等により減少率を年 1.00%に抑え ることを目指し、令和 12 年の確保すべき農用地の面積目標を 13,312 haとするも のであります。115ページをお開き願います。第2の農業生産基盤の整備開発計画 については、農地の大区画化、水田の汎用化、農道・農業用用排水施設の機能の 維持増進、その他農業生産基盤の整備及び開発の構想について定める計画であり ます。主な見直しとしては、4点ございますが、一つ目は、現行の計画では、農道 に関する方向性だけが記述されていることから、生産基盤全体の方向性を記載し たものであります。二つ目は、水田作経営における生産性の向上を促進するため、 ほ場整備意欲の高い地区の水田の大区画化や農道整備を進めることを新たに記載 しております。三つ目は、りんご作について、荷傷みによる品質低下防止等のた めに、拡幅整備を含めた農道整備を推進していくことを新たに記載しております。 四つ目は、農業水利施設の長寿命化や農道舗装の劣化対策を計画的に行う必要が あることから、ストックマネジメントを推進し、適正な時期に対策を講じること で、施設等の長寿命化を図っていくことを新たに記載しております。123ページを お開き願います。第3の農用地等の保全計画については、耕作放棄により農用地 等としての機能低下を防止するための活動について定める計画であり、主な見直 しとして、担い手への農地等の円滑な継承を促進するため、農用地を流動化して いく上で担い手が必要としている詳細な農地情報の収集・提供など、課題に対応 した施策を講じていくことを新たに記載しております。124ページをお開き願いま す。第 4 の農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利 用の促進計画については、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的 かつ総合的な利用の促進を図るための方策を定める計画であり、主な見直しとし ては、先ほど審議いただいた農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の内容と 整合を図るものであります。131 ページをお開き願います。第5の農業近代化施設 の整備計画については、生産から流通加工に至る一体的な施設整備の構想につい て定める計画であり、主な見直しとして、本市の農業近代化施設の整備は、集出 荷貯蔵施設、流通加工施設など一通り行われていることから、今後は、既存の施 設をより効率的・効果的に活用するとともに、老朽化が進み利用率が低下してい る施設については、廃止・統合も視野に再編を検討することを新たに記載するも のであります。又、労働力不足に対応するための高性能機械や農産物の品質保持 のための施設など、地域の実情に即した施設等の整備を支援していくことを新た に記載したものであります。132ページをお開き願います。第6の農業を担うべき 者の育成・確保施設の整備計画については、新規就農者を確保することを目的と した技術習得等のための研修施設等の構想及びその他各種支援施策の内容を定め る計画であり、主な見直しとして、農家出身者のみならず非農家出身者の就農の 促進・定着のためには多様な支援が必要であることから、技術定着等の支援に加 え、新規参入者が参入しやすい環境整備を推進することを新たに記載したもので あります。又、施設園芸に取り組む新規就農者を育成していくための研修施設の 整備を推進することを新たに記載したものであります。133 ページをお開き願いま す。第7の農業従事者の安定的な就業の促進計画については、農業従事者の安定 的な就業の促進の目標及びそれを実現するための方策を定める計画であり、主な 見直しとして、企業誘致を推進するための方策で、平成29年度に施行された地域 未来投資促進法を新たに位置付けしております。134ページをお開き願います。第 8 の生活環境施設の整備計画については、地域の農業構造の改善の促進に向けた良 好な生活環境を確保するための施設整備の目標を定める計画であり、主な見直し として、農村部の生活環境施設も整備が進んでいることから、「整備」から「機能 の維持」に転換するとともに、利用率の低下している施設については、統廃合を 含めた利活用を検討することを新たに記載するものであります。説明は以上であ ります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

調査会において、見直し案を審査した結果、変更案は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するための計画であると認められ、農業委員会の所掌する農地の流動化、集積・集約及び遊休農地の解消、また、新規就農の促進に資するものであり、農業振興地域整備計画の見直し案については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議長

それでは、議案第7号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

大湯茂八郎委員

はい。

議長

はい、18番。大湯委員。

大湯茂八郎委員

18番、大湯です。内容については特に異議はありません。別に細かいところ 2点、お願いします。1つは109ページの、表がございますよね、下の所に。それ のデータが現在、令和2年になっています。ちょっとめくっていただいて、113ページ。真ん中に表がありまして、これのデータの現況が、令和3年と、微妙ですが、令和2年と3年になっているのが、私にはちょっと意味が分からないので、同じでなければならないのではないかなと思っておりますけれども。もう一点はですね、同じ113ページの一番下の、項目、(シ)と書いておりますが、東目屋地域。後から出てくるところのですね、117ページでは東目屋地区が(サ)になっていますよね。(シ)と(サ)の違いは何だろうかと、細かいところ、大変恐縮です。以上2点、よろしくお願いいたします。

議長

はい、お願いします。

農政課岩淵主事

弘前市役所農政課岩淵です。今ご質問あったところに関してお答えいたします。まず、1点目の109ページの表と、113ページのところの年度が違うのではないかというところですけれども、こちらの表のデータに関しましてはですね、別々のデータとなっておりまして、それぞれ最新のデータを使っているんですけれども、109ページのデータの方は、令和2年のデータが最新のものとなっておりまして、113ページ以降は最新が令和3年のものがあるんですけれども、そういったところで違いが出ております。あと、2点目の113ページの東目屋地域の記号のところなんですけれども、こちらの方は誤りだと思いますので、内部の方に戻って、修正したいと思います。以上です。

議長

よろしいですか。他にありませんか。

(な し)

議長

議案第7号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案 7 号は計画の見直しについて異議ないものと決定いたします。次に、議案第8号を議題といたします。議案第8号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

151ページをお開き願います。議案第8号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されま

した件数と面積は、農用地指定除外が、1件384.38 ㎡、用途変更が、6件2,043.03 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。153ページをお開きください。 弘前市農用地指定除外、整理番号1番については、除外後の農地区分が第1種農地で原則不許可となる農地区分でありますが、不許可の例外規定である「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。次に、154ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号1番から6番について申し上げます。全て、変更後の用途区分が農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

佐藤剛郎委員

〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

(佐藤剛郎委員退席)

議長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 155 ページ、 用途変更、受付番号4番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

用途変更、受付番号 4 番の計画変更については、委員会報告のとおり決定する ことに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第8号のうち、用途変更、受付番号4番の計画の変 更について異議ないものと決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。

(佐藤剛郎委員着席)

議長

それでは、用途変更、受付番号4番を除く計画変更について、御審議願います。 御質問等ございませんか。

(な し)

議長

用途変更、受付番号 4 番を除く計画変更については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第8号のうち、用途変更、受付番号4番を除く、計画の変更について異議ないものと決定いたします。

次に、議案第9号を議題といたします。議案第9号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について (贈与税及び不動産取得税)」であります。事務局より 説明を求めます。

157ページをお開き願います。議案第9号は、「引き続き農業経営を行っている 等の証明について(贈与税及び不動産取得税)」であります。本案件は、租税特別 措置法第 70 条の 4 第 1 項及び地方税法附則第 12 条第 1 項の適用を受ける受贈者 から申請のあった引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、租 税特別措置法施行規則第23条の7第42項及び地方税法施行規則附則第4条第3 項の規定に基づく証明書を発行することについて、本会の審議を求めるものであ ります。今、会議に提出されました件数は10件であります。農業を営むものが農 地の全部を農業後継者となる推定相続人のうち、1人に一括贈与した時は、農業後 継者に課税される贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受ける ことができ、贈与者また受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税及び不 動産取得税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長及 び中南地域県民局長に提出することになっております。届出書には、農業委員会 の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。こ の10件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、 そして、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行ってい る者として判断したものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から、 本日、令和4年1月24日までの期間について証明するものであります。以上であ ります。

議長

それでは、議案第9号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第9号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 9 号は原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第10号を議題といたします。議案第10号は、「令和4年農作業臨時 雇用標準賃金について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

159ページをお開き願います。議案第10号は、「令和4年農作業臨時雇用標準賃金」についてであります。提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号の規定に基づき、「令和4年農作業臨時雇用標準賃金」を設定することについて、本会の審議を求めるものであります。なお、内容につきましては、広報委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

広報委員会の報告をお願いします。

三上悦治委員

本日の、総会に提案されている議案について、去る1月14日、広報委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、三上幸雄副委員長、進藤司委員、小林政貴委員、藤田善明委員、それに私、三上が、農業委員の皆さまから提出されました令和4年農作業臨時雇用標準賃金調査の結果を基に、令和3年10月6日に改定されました青森県最低賃金に配慮し、検討いたしました。議案書の161ページの算定資料をご覧ください。「雇用賃金」の各項目の金額ですが、調査結果による実勢額が、「整枝せん定」を除いた各項目の金額は、県の最低雇用賃金額が令和3年10月から793円から822円と29円増額されており、最低雇用賃金の日給換算に比して下回っていることから、最低賃金に合わせて200円増額の6,600円としました。また、「整枝せん定」においては、県の最低雇用賃金を

三上悦治委員

上回っているものの、令和3年標準賃金を大幅に下回っていることから、昨年度と同様に据え置いております。次に「オペレーター」の各項目の金額ですが、「トラクター」、「乗用田植機」は100円の増額となりました。その他は昨年と同額となっております。続きまして、162ページをご覧ください。「請負料金」の各項目の金額についてですが、「水田耕起」については、令和3年標準賃金に比して200円の増額、「田植え機の苗なし」を200円の増額となっております。以上、「令和4年農作業臨時雇用標準賃金」について、160ページのとおり設定しようとするものであります。以上であります。

議長

それでは、議案第10号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第10号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第10号は、原案のとおり決定いたします。 次に、報告事項に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

163 ページをお開き願います。報告第1号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田6件68,381㎡、畑14件99,198.87㎡、合計20件167,579.87㎡であります。なお、届出理由につきましては165ページから167ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長

報告第1号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議長

次に、報告第2号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事 務局に報告を求めます。

事務局次長

169 ページをお開き願います。報告第2号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が畑1件131㎡、5条関係が畑2件264㎡であります。なお、届出理由につきましては、171ページから172ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長

報告第2号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議長

次に、報告第3号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

173ページをお開き願います。報告第3号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の

受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 1 件 5,209 ㎡、畑 3 件 25,082 ㎡、合計 4 件 30,291 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、175 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長

報告第3号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議長

次に、報告第4号「非農地の判断について」、事務局に 報告を求めます。

事務局次長

177 ページをお開き願います。報告第4号は、「非農地の判断について」であります。農地法第30条による利用状況調査において、地区を担当する3名の委員が、農地法の運用について、第4(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑5筆25,089㎡であります。以上であります。

議長

報告第4号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 49 分]